

令和 5 年

赤穂市教育委員会臨時会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和5年赤穂市教育委員会臨時会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則新旧対照表
- 資料 2 赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程新旧対照表
- 資料 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則新旧対照表
- 資料 4 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表

赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する等の規則新旧対照表

第1条 赤穂市教育委員会事務局処務規則の一部改正

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則		改 正 規 則	
別表	課	係(業務)	業務の内容
総務	総務	総務	事務局に係る調査・企画・研究、教育委員会の会議及び秘書、基幹統計及び教育調査、条例・規則・規程その他重要文書案の審査、議会提出案の総括、予算及び決算の総括、公告式及び広報、教育行政に関する相談、請願及び陳情の処理、文書及び公印に関する事務の総括、通学区域の設定及び変更、学校(幼稚園を除く。)その他教育機関の設置・変更及び廃止、校区審議会、学校の物品購入、学校の目的外使用の許可、就学援助及び奨学資金、事務局職員及び教育機関の職員(具費職員を除く。)の人事・給与及び職務の総括、学校給食センターの指導・助言及び連絡調整、教育財産(幼稚園を除く。)の管理、学校施設及び保育所整備の基本計画の立案、教育施設及び保育所の維持管理計画の立案、教育施設(幼稚園を除く。)の防災及び管理指導、行政手続法及び市行政手続条例の運用、情報公開条例の運用、個人情報保護条例の運用
こども育成	こども育成	こども育成	略
学校教育	学校教育	略	略
生涯学習	生涯学習	生涯学習	略
文化財	文化財	文化財	略
スポーツ推進	スポーツ推進	スポーツ推進	略

赤穂市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 程		改 正 規 程	
<p>(代行できる事業)</p> <p>第4条 前条の規定により代行できる事業は、特に緊急に処理しなければならない事業に 関するものとする。</p> <p>2 略</p>		<p>(代行できる事業)</p> <p>第4条 前条の規定により代行できる事業は、特に緊急に処理しなければならない事業に 関するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 赤穂市立学校、幼稚園及び保育所が保管する個人情報に係る事務を所掌する次長又は 課の長は、<u>第2条に規定する権限事項の区分に従い、当該個人情報保護の保護に係る事項を 専決することができる。</u></p>	
別表1			
課名	係名	権限事項	権限
総務課	総務係	1 略 2 4 2 5 <u>個人情報保護法及び同法施行条例</u> に関すること。	館長 課長 教育次長 教育長 略 略 略 略 略
こども 育成課	こども 育成係	略	館長 課長 略 略 略
学校教 育課	略	略	館長 課長 略 略 略
生涯学 習課	生涯学 習係	略	館長 課長 略 略 略
文化財 課	文化財 係	略	館長 課長 略 略 略

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則新旧対照表

第1条 赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労働職の勤務時間に関する規則の一部改正

現行規則	改正規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、赤穂市技能労働職就業規則(昭和41年赤穂市規則第14号)第5条第7項の規定に基づき、赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労働職員(以下「職員」という。)の勤務時間に関して必要な事項を定めることを目的とする。(職員の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は別表のとおりとする。</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員の勤務時間は、赤穂市技能労働職就業規則第5条第3項、第4項ただし書及び第5項ただし書の規定を準用する。</p>	<p>下線は改正部分を示す。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、赤穂市技能労働職就業規則(昭和41年赤穂市規則第14号)第5条第8項の規定に基づき、赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労働職員(以下「職員」という。)の勤務時間に関して必要な事項を定めることを目的とする。(職員の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は別表のとおりとする。</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員の勤務時間は、赤穂市技能労働職就業規則第5条第3項から第7項までの規定を準用する。</p>

第2条 赤穂市立学校給食センターに勤務する給食調理員の就業規則の一部改正

現行規則	改正規則
<p>(職員の就業日及び勤務時間等)</p> <p>第2条 給食調理員の就業日は、年間210日以内で毎年度赤穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める学校給食計画に基づき教育委員会が定める。</p> <p>2 } 略 3 }</p> <p>4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、赤穂市技能労働職就業規則(昭和41年赤穂市規則第14号。以下「就業規則」という。)第5条第3項から第7項までの規定を準用する。(年次休暇)</p> <p>第3条 給食調理員には、1年を通じて16日以内の年次休暇を与える。ただし、再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し16日を超えない範囲</p>	<p>下線は改正部分を示す。</p> <p>(職員の就業日及び勤務時間等)</p> <p>第2条 給食調理員の就業日は、年間210日以内で毎年度赤穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める学校給食計画に基づき教育委員会が定める。</p> <p>2 } 略 3 }</p> <p>4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、赤穂市技能労働職就業規則(昭和41年赤穂市規則第14号。以下「就業規則」という。)第5条第3項から第7項までの規定を準用する。(年次休暇)</p> <p>第3条 給食調理員には、1年を通じて16日以内の年次休暇を与える。ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し16日を超えない範囲</p>

内で、赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和41年赤穂市規則第12号）第7条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「20日」とあるのは「16日」と読み替えるものとする。

2 年度中途において新規に採用されたものその年の年次休暇の日数は、次の表のとおりとする。ただし、再任用短時間勤務職員 にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める。

略

内で、赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和41年赤穂市規則第12号）第7条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「20日」とあるのは「16日」と読み替えるものとする。

2 年度中途において新規に採用されたものその年の年次休暇の日数は、次の表のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員 にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める。

略

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 この補助金は、前条に定める地区内の教育委員会が指定した交通機関乗車券の料金を基準として、予算の範囲内で、次の各号に掲げる額を交付する。</p> <p>(1) } 略</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 第1号に定める通学費及び補助金の額の算定は、月額計算とし、<u>1カ月</u>における通学費は交通機関の発行する<u>3ヶ月定期乗車券</u>の<u>価格を3で除した額とする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(支給の開始、停止及び終期)</p> <p>第4条 児童等が新たにこの規則の適用をうけ、又は適用をうけなくなつた場合、若しくは支給を停止する場合はそれぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童等が新たにこの規則の適用をうけ又はうけなくなつた月の支給額は、当該月の通学を要する日数の2分の1以上の日数を通学した場合は、<u>第3条に定める月額</u>の全額を支給し、当該月の通学を要する日数の2分の1未満の日数を通学した場合は支給しない。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 この補助金は、前条に定める地区内の教育委員会が指定した交通機関<u>乗車券</u>の料金を基準として、予算の範囲内で、次の各号に掲げる額を交付する。</p> <p>(1) } 略</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 第1号に定める通学費及び補助金の額の算定は、月額計算とし、<u>1か月</u>における通学費は交通機関の発行する<u>3か月通学定期乗車券</u>（以下「<u>定期乗車券</u>」という。）の<u>価格を3で除した額とする。ただし、定期乗車券の料金により難い場合は、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額とする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(支給の開始、停止及び終期)</p> <p>第4条 児童等が新たにこの規則の適用をうけ、又は適用をうけなくなつた場合、若しくは支給を停止する場合はそれぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童等が新たにこの規則の適用をうけ又はうけなくなつた月の支給額は、当該月の通学を要する日数の2分の1以上の日数を通学した場合は、<u>前条</u>に定める月額<u>の全額</u>を支給し、当該月の通学を要する日数の2分の1未満の日数を通学した場合は支給しない。<u>ただし、前条第3号ただし書の規定により算出した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 略</p>